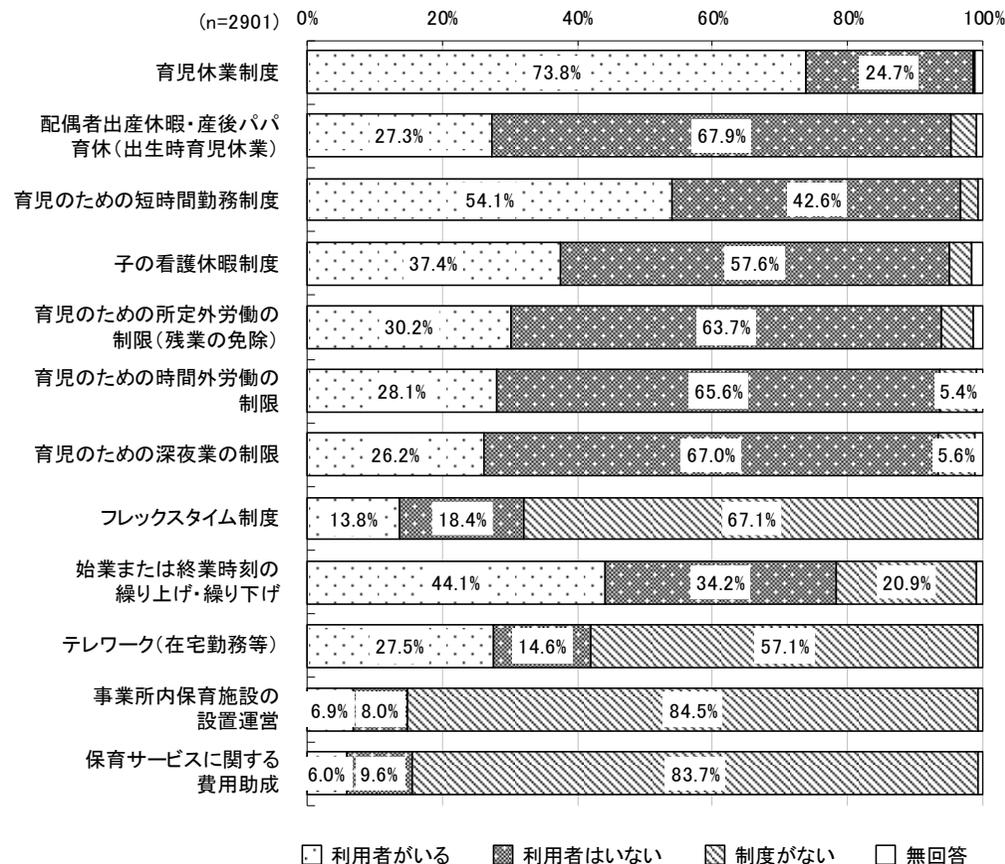


## (11) 制度利用実績（令和3年10月1日～令和4年10月31日の実績）（正社員・職員）

- ・ 育児休業制度の利用実績について、正社員・職員をみると、「利用者がいる」が73.8%で、「利用者はいない」が24.7%、「制度がない」は0.4%となっている。
- ・ 育児のための短時間勤務制度の利用実績について、正社員・職員をみると、「利用者がいる」が54.1%で、「利用者はいない」が42.6%、「制度がない」は2.5%となっている。
- ・ 子の看護休暇制度の利用実績について、正社員・職員をみると、「利用者はいない」が57.6%で、「利用者がいる」が37.4%、「制度がない」は3.4%となっている。
- ・ 育児のための所定外労働の制限（残業の免除）の利用実績について、正社員・職員をみると、「利用者はいない」が63.7%で、「利用者がいる」が30.2%、「制度がない」は4.8%となっている。
- ・ 育児のための時間外労働の制限の利用実績について、正社員・職員をみると、「利用者はいない」が67.0%で、「利用者がいる」が26.2%、「制度がない」は5.6%となっている。
- ・ 育児のための深夜業の制限の利用実績について、正社員・職員をみると、「利用者はいない」が67.1%で、「利用者がいる」が13.8%、「制度がない」は18.4%となっている。
- ・ 始業または終業時刻の繰り上げ・繰り下げの利用実績について、正社員・職員をみると、「利用者がいる」が44.1%で、「利用者はいない」が34.2%、「制度がない」は20.9%となっている。
- ・ テレワーク（在宅勤務等）の利用実績について、正社員・職員をみると、「利用者がいる」が27.5%で、「利用者はいない」が14.6%、「制度がない」は57.1%となっている。
- ・ 事業所内保育施設の設置運営の利用実績について、正社員・職員をみると、「利用者がいる」が6.9%で、「利用者はいない」が8.0%、「制度がない」が84.5%となっている。
- ・ 保育サービスに関する費用助成の利用実績について、正社員・職員をみると、「利用者がいる」が6.0%で、「利用者はいない」が9.6%、「制度がない」が83.7%となっている。

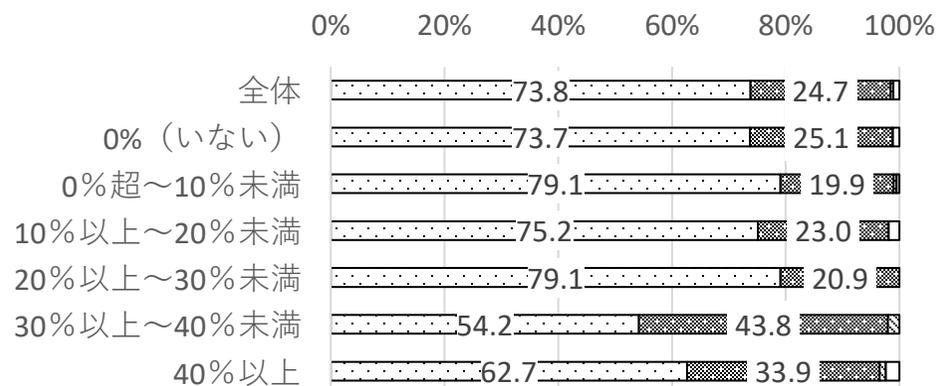
図表15 制度利用実績（令和3年10月1日～令和4年10月31日の実績）（正社員・職員）



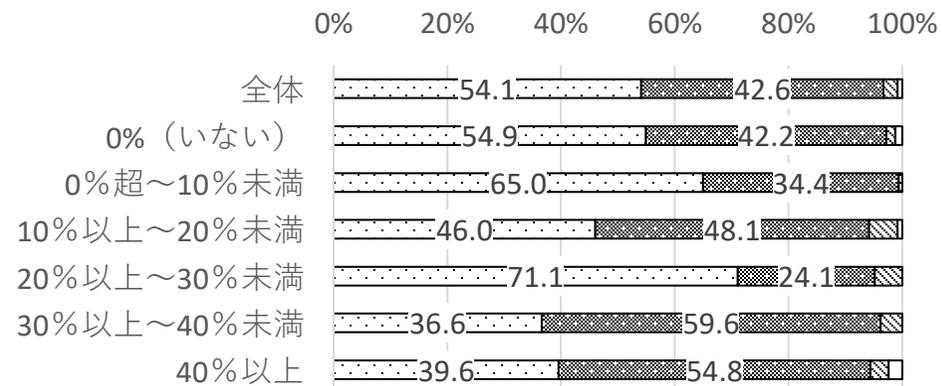
※本調査では「利用者はいない」の内訳について、「制度対象がいたにもかかわらず利用者はいなかった」ものか、「制度対象がいなかったことから利用者はいなかった」ものかは把握できない。

# 【クロス集計結果】 週当たりの労働時間が49時間以上の割合と制度の利用実績①

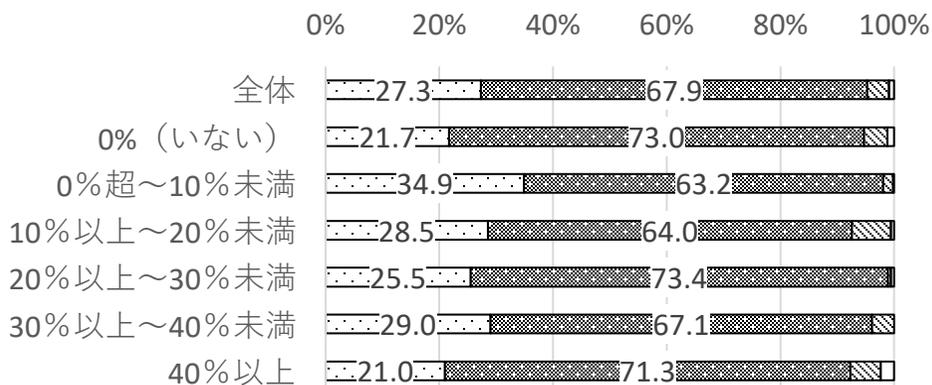
## 育児休業制度



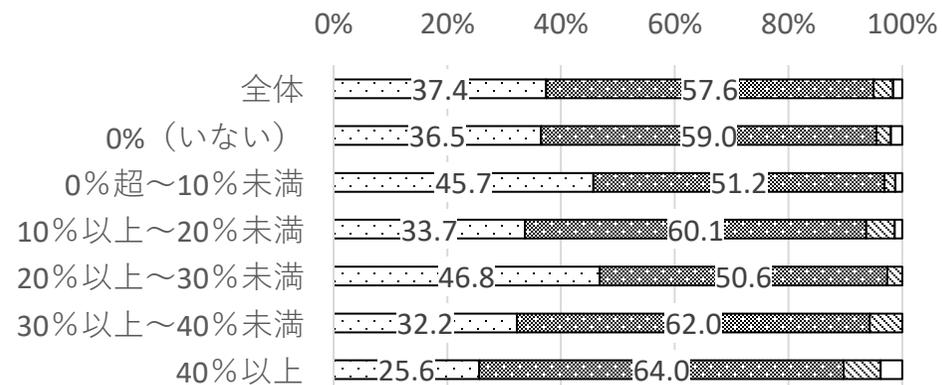
## 育児のための短時間勤務制度



## 配偶者出産休暇・産後パパ育休（出生時育児休業）



## 子の看護休暇



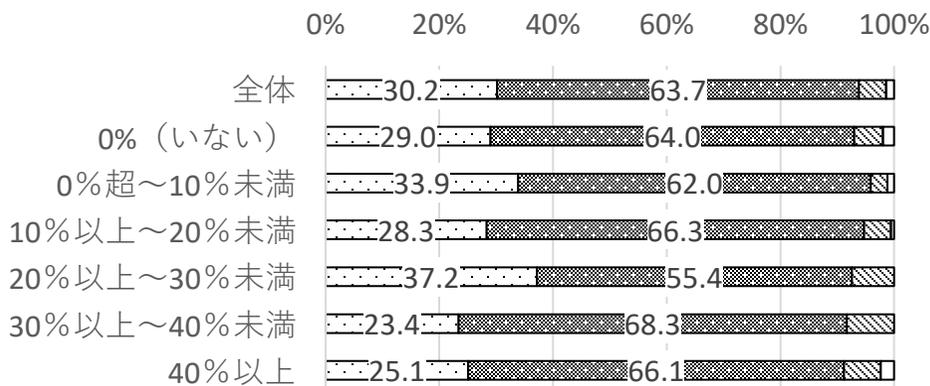
利用者がある
  利用者はいない
  制度がない
  無回答

(注) 制度利用実績は正社員・職員に関するデータ。

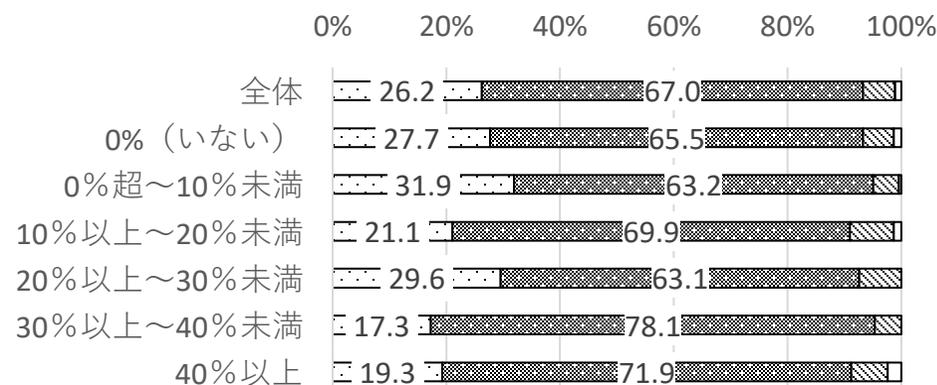
縦軸は、正社員・職員について週当たりの所定外労働も含めた労働時間が49時間以上の割合

# 【クロス集計結果】 週当たりの労働時間が49時間以上の割合と制度の利用実績②

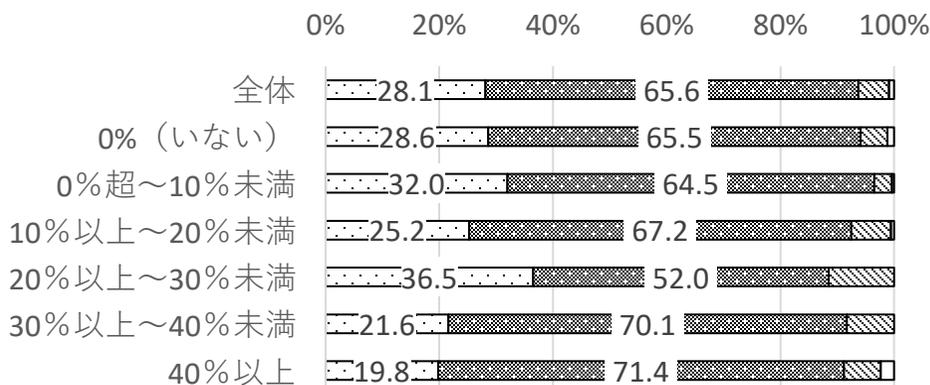
## 育児のための所定外労働の制限（残業の免除）



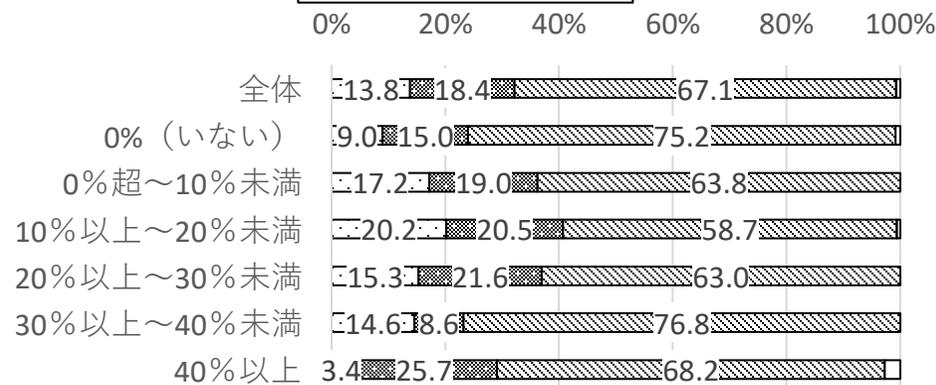
## 育児のための深夜業の制限



## 育児のための時間外労働の制限



## フレックスタイム制度



利用者がある
  利用者はない
  制度がない
  無回答

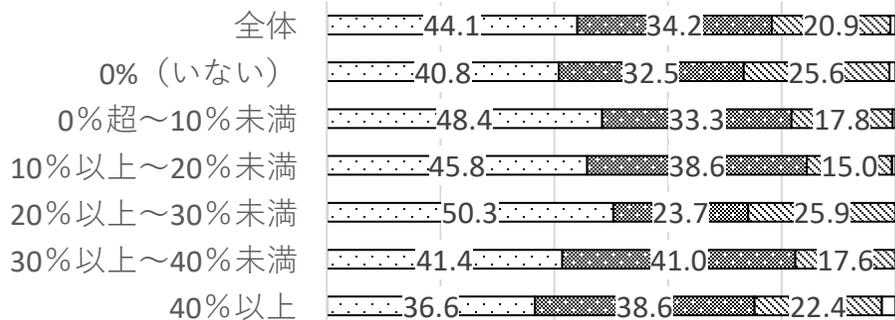
(注) 制度利用実績は正社員・職員に関するデータ。

縦軸は、正社員・職員について週当たりの所定外労働も含めた労働時間が49時間以上の割合

# 【クロス集計結果】 週当たりの労働時間が49時間以上の割合と制度の利用実績③

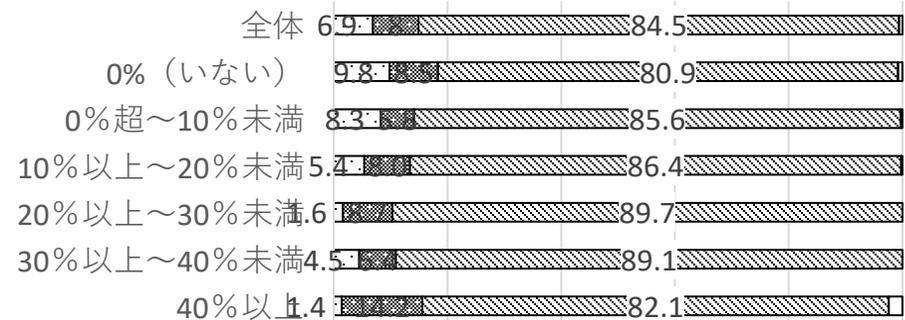
始業または終業時刻の繰り上げ・繰り下げ

0% 20% 40% 60% 80% 100%



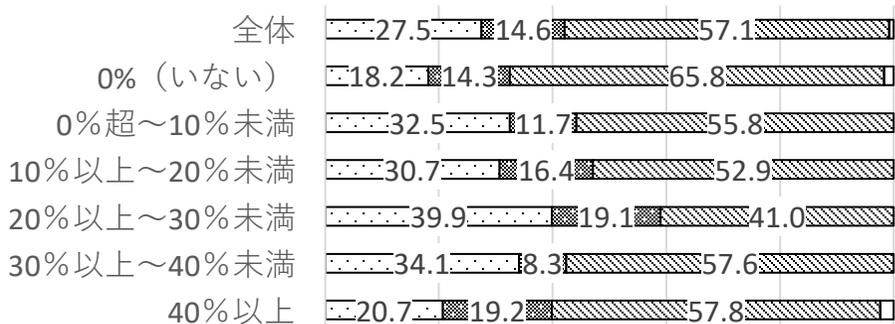
事業所内保育施設の設置運営

0% 20% 40% 60% 80% 100%



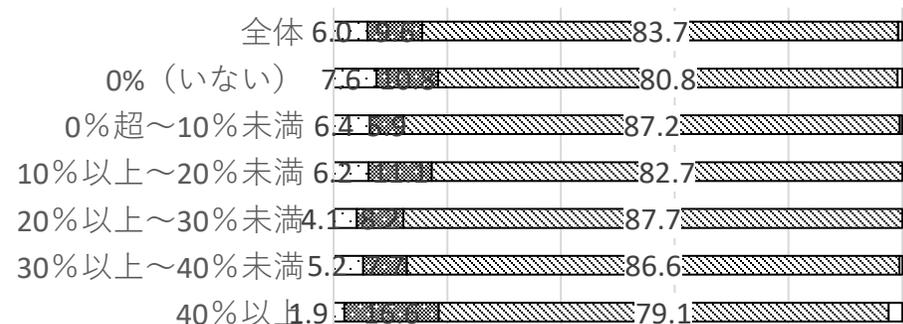
テレワーク (在宅勤務等)

0% 20% 40% 60% 80% 100%



保育サービスに関する費用助成

0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 利用者がある ■ 利用者はない ■ 制度がない □ 無回答

(注) 制度利用実績は正社員・職員に関するデータ。

縦軸は、正社員・職員について週当たりの所定外労働も含めた労働時間が49時間以上の割合